

蟹江町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 蟹江町

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 平成 30 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成22年3月31日	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	71.1人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	1		
処理場数	1 (流域下水道)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1			

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	応益負担と応能負担の双方の均衡を図る観点から料金を設定しています。すなわち、単身世帯等の使用量が少なく施設・設備に負担の小さい、また、概して所得総額が相対的に低い使用者に対しては、基本料金を低く設定しています。この考え方を使用量に応じて併行的に適用し、大口利用者には単価を高く設定しています。		
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭と同様に使用量に比例した負担を求めています。一般用と業務用で別の料金体系は採用していません。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場については、事業の性質上、単価を低く設定しています。 一時使用については、応益負担の考えを重視し、単価を高く設定しています。		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成26年度	2,600円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載
	平成27年度	2,600円	
	平成28年度	2,600円	
	平成26年度	3,259円	
	平成27年度	3,236円	
	平成28年度	3,218円	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	5名
事 業 運 営 組 織	上下水道部 — 下水道課 — 計画係、管理係、建設係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	供用開始から7年しか経過していないため、現在は未普及区域の整備を図っており、また、処理場も有していないため未検討です。
	イ 指定管理者制度	供用開始から7年しか経過していないため、現在は未普及区域の整備を図っており、また、処理場も有していないため未検討です。
	ウ PPP・PFI	供用開始から7年しか経過していないため、現在は未普及区域の整備を図っており、また、処理場も有していないため未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	供用開始から7年しか経過していないため、現在は未普及区域の整備を図っており、汚水量も少なく費用対効果が見込めないため未検討です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	土地、施設を有していないため未検討です。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

別紙「経営比較分析表」のとおり

--

2. 経営の基本方針

本町の公共下水道事業は、平成14年度から日光川下流域関連公共下水道として着手し、平成21年度末の供用開始以降、遂次下水道管渠などの下水道施設の整備を進めてまいりました。平成28年度末現在の普及率は44.2%まで進んでおり、計画期間においても引き続き、国補助金や地方債等を活用し、施設整備を進めてまいります。

また、平成28年度末の水洗化率が68.9%であることから、供用開始エリアの拡大とともに水洗化率の向上を図ることにより、料金収入の確保に努め、施設の維持管理を安定的かつ適切に行ってまいります。

管渠整備においては、低コスト技術導入によるコスト縮減やスピードアップを図り、住民の負担軽減に取り組みます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本町の下水道普及率は、平成28年度末現在44.2%となっております。

平成27年度には、汚水処理施設の早期整備を目標としたアクションプランを策定し、平成28年度から社会資本総合整備計画の重点化事業(重点アクションプラン)を新たに設定し、市街化区域及び市街化調整区域の人口集中地区の管渠整備を優先的に実施しています。その後、平成42年度の整備完了に向け引き続き管渠整備を行ってまいります。

なお、計画期間中においては、管渠の更新等は予定しておりません。

② 収支計画のうち財源についての説明

計画期間である平成39年度まで、引き続き管渠整備を行っていくことから、供用開始予定のエリアの人口、世帯数等に応じて、また水洗化率の向上を見込み、使用料収入を算出しております。

また、整備を行うことから、事業費に対する国補助金、地方債、受益者負担金等の財源も適切に見込んでおります。

整備進捗により企業債残高が増加しますが、収益額との相対関係に注視し、企業債残高増加による経営への影響についてチェックを行います。

類似団体と比較した結果、本町の経費回収率は比較的高い値となっています。また、水洗化率についても比較的高い値となっていますが、今後も効率的な経営を行い、基準外繰入を抑制した上での損益均衡を図るため、水洗化率のさらなる向上や、管渠整備における低コスト技術導入によるコスト縮減を図ってまいります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

計画期間において管渠整備を行っていくことから、その財源である企業債が増加することから、支払利息の増加を見込んでおります。また、整備を進めることにより供用開始エリアを拡大されること、また、水洗化率の向上を図ることから、有収水量が増加する見込であるため、流域下水道の維持管理費負担金の増加を見込んでおります。

職員給与については、現在の職員数が5名であることから、これ以上の減員は想定できないため、大きな増減はないものと考えております。

また、類似団体と比較した結果、本町の汚水処理原価は比較的低安価な状況にありますが、今後も効率的な経営を行い、コスト縮減を図ってまいります。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	他の汚水処理施設の統廃合や下水道計画区域の見直しなどの費用対効果について検討し、平成34年度までに広域化・共同化計画を策定します。
投資の平準化に関する事項	管渠の新規整備は、平成42年度で完了となっており、当面未普及解消に努める予定です。新規整備にあたっては、管渠の長寿命化により投資回収期間を確保し、ライフサイクルコストを抑制させ、投資の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間活力を直ちに活用できる施設等を有していないため、管渠維持管理等で民間活力を活用できる業務について費用対効果を考慮し検討してまいります。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	安定的に維持管理を行っていくためには、料金収入の確保が不可欠であるが、現時点では、供用開始からの年数も浅く、普及率も水洗化率も低いため、これらの向上が最優先と考えるため料金改定等の検討は行っていません。ただし、管渠整備完了に一定の目処がつき、維持管理が中心となった場合には、経営状況を把握し、必要であれば使用料の見直しも検討すべきであると考えています。
資産活用による収入増加の取組について	土地、施設を所有していないため、検討は行っていません。
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	計画期間内においては、管渠整備を進めていく段階であるため、民間活力の活用について検討は行っていません。
職員給与費に関する事項	公営企業法及び関連法令等によれば、同職種の職員給与については一般会計等の職員給与に準ずるべきであるため、本町においてはその方針に従っています。
動力費に関する事項	処理場及びマンホールポンプを有していないため、検討は行っていません。
薬品費に関する事項	処理場を有していないため、検討は行っていません。
修繕費に関する事項	供用開始から7年しか経過していないため、計画期間中に大規模な修繕等は見込んでおりません。
委託費に関する事項	—
その他の取組	—

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	検討した経営分析や収支計画について、毎年度実績と比較を行い、5年ごとの中期スパンにおいて、より深度のある経営分析を実施し、経営戦略の再検討を行います。
---------------------	---